

利用規約

中村泰正税理士事務所（以下、「甲」という。）は以下のとおり利用規約（以下、「本規約」という。）を定め、甲と依頼者（甲のホームページにてサービスを申込んだ者を示す。以下、「乙」という。）との間での、乙の相続税申告手続のサービスにかかる契約（以下、「本契約」という。）に対して適用する。

第1条（サービスの内容）

甲が乙に提供するサービスは以下のとおりとする。

- (1) 乙が指定する被相続人の相続に関する以下の業務
 - イ 税務代理（相続税申告等に関する代理・代行）
 - ロ 申告書等の相続税申告の際に提出する必要がある税務書類の作成
 - ハ 税務相談
- (2) 相続税申告に必要な下記書類の収集
 - イ 被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改正原戸籍謄本
 - ロ 被相続人の住民票の除票、戸籍の附票、改正原戸籍の附票、除籍の戸籍の附票
 - ハ 相続人の住民票、戸籍の附票、戸籍謄本
 - ニ その他税務署の指示等により、相続税申告のために必要な書類の収集
- (3) 法定相続情報証明制度による一覧図の保管及び申出に係る手続
- (4) 遺産分割協議書の作成（ただし、相続税申告の際に税務署へ提出する必要がある、かつ、分割内容について相続人全員の間での合意がある場合に限る。）

第2条（契約の成立）

乙が本規約及び甲が定めるプライバシーポリシーに同意し、申込みにあたり必要な情報を入力・送信したのち、第3条記載の申込金を支払った時点で本契約が成立するものとする。

第3条（基本料等の支払い）

1 乙は甲に対し、甲の定める以下の料金表に基づき、①手続手数料（基本料、加算手数料及びオプション料金）②諸費（書類の郵送等に要する費用）③取得費（住民票や戸籍謄本等の不足書類取得に要した費用）を支払うものとする。

ただし、料金表における基本料は、

- イ 申告期限まで120日以上ある
- ロ 相続人間で財産の分け方について争いがない
- ハ 相続人が相続財産の内容を把握している
- ニ 法定相続人に「認知症等の判断能力のない方」「未成年者」「行方不明者」が含まれていない

の各要件を全て充足する場合とし、この適用条件を充足していない場合には、別途甲が基本料及びオプション手数料の見積もりを提示するものとする。

【基本料・料金表】

相続税法上の相続財産の総額	基本料
～4,000万円	9.8万円

	(税込 10.78 万円)
～5,000 万円	24.8 万円 (税込 27.28 万円)
～6,000 万円	34.8 万円 (税込 38.28 万円)
～7,000 万円	39.8 万円 (税込 43.78 万円)
～1.0 億円	49.8 万円 (税込 54.78 万円)
～1.5 億円	64.8 万円 (税込 71.28 万円)
～2.0 億円	79.8 万円 (税込 87.78 万円)
～2.5 億円	99.8 万円 (税込 109.78 万円)
～3.0 億円	119.8 万円 (税込 131.78 万円)
～4.0 億円	149.8 万円 (税込 164.78 万円)
～5.0 億円	179.8 万円 (税込 197.78 万円)
5.0 億円超～	別途お見積もり

【加算手数料・料金表】

加算手数料	費用
税務調査事前対策（書面添付）	5 万円（税込 5.5 万円）
不動産がある場合は土地 1 利用区分につき	5 万円（税込 5.5 万円）
非上場株式	1 社につき 15 万円（税込 16.5 万円）
相続人加算（2 人目以降）	1 人につき 10%加算
申告期限	120 日以内・・・10%加算 90 日以内・・・20%加算 60 日以内・・・30%加算 30 日以内・・・40%加算 15 日以内・・・50%加算

【オプション料金・料金表】

相続税申告に必要な書類の代行取得 (戸籍謄本や、金融機関の預金残高証明書等)	1 通につき 1,000 円(税込 1,100 円)
法定相続情報証明書制度による一覧図 の保管および申出に係る手続	29,800 円(税込 32,780 円)
遺産分割協議書の作成	29,800 円 (税込 32,780 円)

2 乙は、本契約申込時に申込金として9万8000円(税込10万7800円)を支払うものとする。この申込金は本契約成立後、前記①の手続手数料(基本料、加算手数料及びオプション料金)に充当される。

3 乙は、申込金以外の①手続手数料、②諸費及び③取得費について以下の手順に従って支払うものとする。

(1) 甲は、①の手続手数料の総額が確定したのち、甲に対して確定した手続手数料と申込金との差額の請求書を作成する。

(2) 甲は第1項記載の②諸費及び③取得費について、発生した金額が確定した後請求書を作成する。

(3) 前(1)及び(2)記載の各請求書について、甲は相続税の申告内容が確定した後、乙に交付し、乙はこれを遅滞なく支払うものとする。

第4条(業務の中止)

1 乙が前条3項にかかる①手続手数料と申込金の差額や、②諸費及び③取得費等の支払いを遅延したときは、乙は第1条にかかる業務に着手せず又はその業務を中止することができる。

2 甲が乙の求める資料を提出しないときは、乙はその業務を中止することができる。

第5条(資料の提示)

1 乙は、甲が業務を遂行するために必要な説明・書類・記録その他の資料の提供を求めた場合、乙の責任と費用負担において甲に速やかに提供しなければならない。

2 乙が甲の求める資料等を提供しなかったとき又は、乙が資料を提供したのが申告期限経過後等、甲が適切に業務を遂行するための期間を経過した後であるとき、及び乙の提供した資料に誤りがあったときには、それにより不利益が生じた場合、その不利益は乙が負担するものとする。

3 甲は、業務上知りえた乙の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩又は窃用してはならない。

第6条(情報の開示と説明及び免責)

1 甲は、業務の遂行にあたり取るべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき並びに相対的な判断を行う必要があるときは乙にその旨を説明し、乙の承諾を得なければならない。

2 乙が甲の説明を受けてこれを承諾したときは、当該項目につき後に生じる不利益について甲はその責任を負わない。

第7条(税務官公署等への対応)

税務申告手続の完了後、税務官公署から申告内容について確認の問い合わせを甲が受けた場合、甲が行った業務範囲内に限り責任をもって対応するものとする。

第8条（契約の解除）

- 1 甲は、次のいずれかの事由が生じたときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が第3条記載の手続手数料等を約定どおり支払わず、かつ甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずこれに応じなかったとき。
 - (2) 乙から委任された相続税申告が、虚偽の事実に基づくもの若しくは犯罪の収益移転等の不正行為を目的とするものであることが判明したとき。
 - (3) 甲が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、乙が正当な理由なく甲の求める資料を提供しなかったとき。
- 2 前項記載の事由により乙が相続税申告前に本契約を解除した場合、甲が乙より受領した手続手数料等は返金しないものとする。また、解除した時点で第3条記載の①手続手数料の未払いや②諸費及び③取得費等が既に生じていた場合、乙はこれを請求することができる。
- 3 甲に責任がないにもかかわらず、乙が甲の同意なく本契約を終了させたときや乙が故意又は重大な過失により甲の業務遂行を不能にしたとき、その他乙に帰すべき事由により本契約が解除されたとき、前項と同様とする。
- 4 甲乙に過失がなく本契約に基づく業務が途中で終了した場合で、甲が税務申告業務にかかる書類の収集に既に着手していたときには、甲が乙より受領した第3条①の手続手数料は返金しないものとする。また、本契約が終了した時点で第3条②諸費及び③取得費が既に生じており、これを甲が既に受領している場合、甲はそれらの金員を返金しない。なお、第3条③取得費が既に生じており、費用の未払いが生じていた場合、乙は甲に対し、これを支払う。なお、次条(2)(3)の事由により本契約が終了した場合も同様とする。

第9条（その他の事由による契約の終了）

以下のいずれかの事由が生じたときは、本契約は終了する。

- (1) 本契約の目的が達成されたとき。
- (2) 本契約の目的を達することができないと明らかになったとき。
- (3) 甲の責に帰すべき事由によらずに本契約の目的を達することなく本契約の成立から1年を経過したとき。ただし、業務処理が終了する見込みがあるときはこの限りではない。

第10条（損害賠償責任）

- 1 甲の過失により当該過失と相当因果関係のある範囲で乙に損害が生じた場合、甲の賠償の範囲は乙から甲に支払われた基本料及びオプション手数料額を限度とする。ただし、乙に生じた損害が甲の故意又は重過失によるものである場合にはこの限りではない。また、乙に損害を生ぜしめた甲の行為が正当な理由に基づくものであった場合、甲は損害賠償の責を負わない。
- 2 甲は、本契約に関連して、乙と第三者との間で生じた紛争等については一切の責任を負わない。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 本規約において、「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77

号。以下、「法」という。)第2条第2号に定義される団体。)

- (2) 暴力団員(法第2条第6号に定義される者。)
- (3) 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者。)
- (4) 暴力団関連企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業。)
- (5) 総会屋等(総会屋、その他企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。)
- (6) 社会運動等標榜ゴロ社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
- (7) 特殊知能暴力集団等暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人
- (8) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人
- (9) その他、前各号に準ずる者

2 乙は、甲に対し、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 乙自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし再受託者(再受託者の代理人、媒介者を含む。)としないこと。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有しないこと。
- (4) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと及び今後も行う予定がないこと。
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ホ 反社会的勢力との関係を積極的に誇示する行為
 - ヘ 前各号に準ずる行為
- (7) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。

3 乙が前項記載の保証事項のいずれかに反する事実が判明した場合、甲は、催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。本項に基づく解除の時点において乙から甲に対して基本料等の金員が支払われていた場合、甲はこれを返金しないものとする。

4 前項の規定に基づく解除の場合、乙は甲に対して、一切異議を申し立てず、名目の如何を問わず賠償ないし補償を求めないものとする。

第12条（本契約の変更）

甲及び乙は不測の事態により業務処理が長期化した場合や、社会情勢の変化等により本規約に基づく契約内容を変更する必要がある場合には、相手方との協議に基づく合意の上でこれを変更することができる。

第13条（協議）

甲及び乙は本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、信義誠実の原則に基づき協議し、解決を図るものとする。

第14条（その他）

- 1 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。
- 2 本契約に関連する紛争で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることとする。